

指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年福島県条例第68号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年10月7日

福島県知事 内堀雅雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	真野川漁港プレジャーボート用指定施設	相馬市尾浜字追川196番地 相馬双葉漁業協同組合	令和元年12月1日から 令和6年3月31日まで	土木部港湾課